

令和5年11月21日

令和5年第11回守山市教育委員会定例会提出議案

説 明 書

令和5年11月21日

令和5年第11回守山市教育委員会定例会提出議案説明目次

議第31号	守山市伊勢遺跡史跡公園の設置および管理に関する条例施行規則の制定に係る臨時代理の承認について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議第32号	令和5年度守山市一般会計補正予算（第8号）のうち教育委員会所管の予算案に関する意見について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
議第33号	守山市特別職の職員で常勤のものゝ給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案に関する意見について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
議第34号	守山市職員ゝ給与に関する条例等ゝ一部を改正する条例案に関する意見について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
議第35号	地方公務員法第22条の2第1項第1号により採用する会計年度任用職員ゝ報酬等に関する条例および地方公務員法第22条の2第1項第2号により採用する会計年度任用職員ゝ給与に関する条例の一部を改正する条例案に関する意見について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
議第36号	令和5年度守山市一般会計補正予算（第9号）のうち教育委員会所管の予算案に関する意見について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
議第37号	令和5年度守山市育英奨学事業特別会計補正予算（第1号）に関する意見について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
議第38号	守山市職員ゝ勤務時間、休暇等に関する条例等ゝ一部を改正する等ゝ条例案に関する意見について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
議第39号	守山市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業ゝ運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案に関する意見について・・・・・・・・・・	16

## 議第31号 守山市伊勢遺跡史跡公園の設置および管理に関する条例施行規則の説明について

守山市伊勢遺跡史跡公園を開園するにあたり、管理および運営に関し、必要な条項の制定を行おうとするもので、その概要は次のとおりです。

### 1 改正概要

(1) 守山市伊勢遺跡史跡公園内の施設の使用許可について次のように規定する。(第2、3、4、5条の規定関係)

ア 史跡公園内の施設(管理棟を除く。)を使用しようとする者は、守山市伊勢遺跡史跡公園施設使用許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。

イ 教育委員会は、申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、守山市伊勢遺跡史跡公園施設使用許可書を、不適当と認めたときは守山市伊勢遺跡史跡公園施設使用不許可書を申請者に交付する。

ウ 前条の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、使用日の7日前までに、守山市伊勢遺跡史跡公園施設使用変更許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。

エ 教育委員会は、前項の規定による申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、守山市伊勢遺跡史跡公園施設使用変更許可書を使用者に交付する。

オ 使用者は、公園施設の使用を取り下げようとするときは、遅滞なく、守山市伊勢遺跡史跡公園施設使用取下届に第3条および使用許可書を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(2) 損害の弁償について次のように規定する。(第6条の規定関係)

ア 史跡公園の利用者は、設備器具、展示等を破損、汚損または紛失したときは、速やかに所長に届け出なければならない。

イ 教育委員会または所長は、前項に規定する破損等を確認し、状況により現品または相当の代価をもって利用者に損害の弁償をさせることができる。

### 2 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年11月12日から施行する。(付則第1条関係)

議第32号 令和5年度守山市一般会計補正予算（第8号）《令和5年12月定例会月会議提案》

歳 出

款10 教育費

項1 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	事業概要 []内は事業額の財源内訳
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
2 事務局費	237,178	24,428	261,606				24,428	1 報酬	63	会計年度任用職員報酬 63	1 教育長給与費 [一般財源] 72
								2 給料	9,256	一般職給 9,256	2 職員(22人)給与費 24,293 [一般財源] 24,293
								3 職員手当等	12,802	職員手当等 12,802	
								4 共済費	2,307	共済組合負担金 2,307	3 事務局運営費 [一般財源] 63
3 教育指導費	374,877	△ 3,954	370,923				△ 3,954	1 報酬	546	会計年度任用職員報酬 546	2 教職員研修推進事業費 [一般財源] 660
								2 給料	△ 2,466	一般職給 △ 2,580 会計年度任用職員給料 114	5 生徒指導推進事業費 [一般財源] 166
								3 職員手当等	△ 1,032	職員手当等 △ 1,296 職員手当等(会計年度任用職員) 264	6 小学校少人数学級対応事業費 [一般財源] △ 4,916 △4,916
								4 共済費	△ 1,002	共済組合負担金 △ 1,040 共済組合負担金(会計年度任用職員) 38	10 特別支援教育推進事業費 [一般財源] 136
4 教育研究所費	31,313	1,135	32,448				1,135	1 報酬	500	会計年度任用職員報酬 500	1 職員(1人)給与費 [一般財源] △ 104 △ 104
								2 給料	148	一般職給 △ 59 会計年度任用職員給料 207	3 研究研修事業 [一般財源] 633
								3 職員手当等	405	職員手当等 △ 32 職員手当等(会計年度任用職員) 437	4 教育相談事業 [一般財源] 470
								4 共済費	82	共済組合負担金 △ 13 共済組合負担金(会計年度任用職員) 95	5 適応指導教室事業費 [一般財源] 136
計(項)	646,004	21,609	667,613				21,609				

款10 教育費

項2 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	事業概要 [] 内は事業額の財源内訳
				特定財源				区分	金額		
				国県 支出金	地方債	その他					
1 学校管理費	317,154	1,595	318,749				1,595	1 報酬	1,046	会計年度任用職員報酬 1,046	1 職員(1人)給与費 191 [一般財源 191]
								2 給料	14	一般職給 14	
								3 職員手当等	486	職員手当等 160 職員手当等(会計年度任用職員) 326	2 小学校管理運営費 1,404 [一般財源 1,404]
								4 共済費	49	共済組合負担金 17 共済組合負担金(会計年度任用職員) 32	
計(項)	382,110	1,595	383,705				1,595				

款10 教育費

項3 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	事業概要 [] 内は事業額の財源内訳
				特定財源				区分	金額		
				国県 支出金	地方債	その他					
1 学校管理費	180,203	1,061	181,264				1,061	1 報酬	795	会計年度任用職員報酬 795	1 職員(1人)給与費 11 [一般財源 11]
								2 給料	7	一般職給 7	
								3 職員手当等	290	職員手当等 54 職員手当等(会計年度任用職員) 236	2 中学校管理運営費 1,050 [一般財源 1,050]
								4 共済費	△31	共済組合負担金 △50 共済組合負担金(会計年度任用職員) 19	
計(項)	246,367	1,061	247,428				1,061				

款10 教育費

項4 幼稚園費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	事業概要 [] 内は事業額の財源内訳
				特定財源				区分	金額		
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
1 幼稚園管理費	538,663	△ 8,363	530,300				△ 8,363	1 報 酬	7,239	会計年度任用職員報酬 7,239	1 職員(47人)給与費 △ 5,258 [一般財源 △5,258]
								2 給 料	△ 16,072	一般職給 △ 4,033 会計年度任用職員給料 △ 12,039	2 幼稚園運営事業費 △ 3,105 [一般財源 △3,105]
								3 職員手当等	2,309	職員手当等 860 職員手当等(会計年度任用職員) 1,449	
								4 共 済 費	△ 1,839	共済組合負担金 △ 2,085 共済組合負担金(会計年度任用職員) 246	
計(項)	546,689	△ 8,363	538,326				△ 8,363				

款10 教育費

項5 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	事業概要 [] 内は事業額の財源内訳
				特定財源				区分	金額		
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
1 社会教育総務費	57,133	2,926	60,059				2,926	1 報 酬	364	会計年度任用職員報酬 364	1 職員(4人)給与費 2,431 [一般財源 2,431]
								2 給 料	824	一般職給 824	
								3 職員手当等	1,508	職員手当等 1,391 職員手当等(会計年度任用職員) 117	3 社会教育団体育成事業費 31 [一般財源 31]
								4 共 済 費	230	共済組合負担金 216 共済組合負担金(会計年度任用職員) 14	4 生涯学習・教育支援センター管理 464 [一般財源 464]
2 文化振興費	167,473	344	167,817				344	1 報 酬	89	会計年度任用職員報酬 89	1 芸術文化振興事業費 344 [一般財源 344]
								2 給 料	144	会計年度任用職員給料 144	
								3 職員手当等	96	職員手当等(会計年度任用職員) 96	
								4 共 済 費	15	共済組合負担金(会計年度任用職員) 15	

3 文化財保護費	329,707	6,305	336,012				6,305	1 報酬	368	会計年度任用職員報酬 368	1 職員（9人）給与費 5,826
								2 給料	2,164	一般職給 2,164	[一般財源] 5,826]
								3 職員手当等	2,926	職員手当等 2,830 職員手当等（会計年度任用職員） 96	6 史跡保存整備事業費 337 [一般財源] 337]
								4 共済費	847	共済組合負担金 832 共済組合負担金（会計年度任用職員） 15	9 伊勢遺跡史跡公園管理運営費 142 [一般財源] 142]
4 埋蔵文化財センター運営費	20,611	647	21,258				647	1 報酬	211	会計年度任用職員報酬 211	1 埋蔵文化財センター管理運営費 647
								2 給料	237	会計年度任用職員給料 237	[一般財源] 647]
								3 職員手当等	177	職員手当等（会計年度任用職員） 177	
								4 共済費	22	共済組合負担金（会計年度任用職員） 22	
5 公民館費	41,606	1,505	43,111				1,505	2 給料	985	会計年度任用職員給料 985	1 公民館管理運営費 1,505
								3 職員手当等	445	職員手当等（会計年度任用職員） 445	[一般財源] 1,505]
								4 共済費	75	共済組合負担金（会計年度任用職員） 75	
6 図書館運営費	217,381	5,791	233,172				5,791	1 報酬	668	会計年度任用職員報酬 668	1 職員（9人）給与費 2,611
								2 給料	1,841	一般職給 536 会計年度任用職員給料 1,305	[一般財源] 2,611]
								3 職員手当等	2,608	職員手当等 1,818 職員手当等（会計年度任用職員） 790	2 図書館管理運営費 3,180 [一般財源] 3,180]
								4 共済費	674	共済組合負担金 257 共済組合負担金（会計年度任用職員） 417	
7 青少年育成費	22,800	201	23,001				201	1 報酬	155	会計年度任用職員報酬 155	1 青少年健全育成事業費 158
								3 職員手当等	40	職員手当等（会計年度任用職員） 40	[一般財源] 158]
								4 共済費	6	共済組合負担金（会計年度任用職員） 6	2 青少年団体育成事業費 43 [一般財源] 43]
計（項）	856,711	17,719	874,430				17,719				

款10 教育費

項6 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	事業概要 []内は事業額の財源内訳	
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
1 体育総務費	107,094	△ 1,854	105,240				△ 1,854	2 給料	△ 996	一般職給 △ 1,113 会計年度任用職員給料 117	1 職員(5人)給与費 △ 2,036 [一般財源 △2,036]
								3 職員手当等	△ 303	職員手当等 △ 358 職員手当等(会計年度任用職員) 55	3 学校保健事業費 182 [一般財源 182]
								4 共済費	△ 555	共済組合負担金 △ 565 共済組合負担金(会計年度任用職員) 10	
2 給食費	991,718	340	992,058				340	2 給料	216	会計年度任用職員給料 216	1 学校給食管理運営費 340 [一般財源 340]
								3 職員手当等	106	職員手当等(会計年度任用職員) 106	
								4 共済費	18	共済組合負担金(会計年度任用職員) 18	
計(項)	1,098,812	△ 1,514	1,097,298				△ 1,514				



## 議第33号 守山市特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案の説明について

人事院勧告を受け、国家公務員の給与制度が見直されたことに伴い、特別職の国家公務員の給与改定および本市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に準じて、本市特別職の給与についても、期末手当の支給割合の引き上げおよび平均化する改正を行おうとするもので、その概要は次のとおりです。

### 1 改正概要

期末手当の支給割合を次のように改める。

- (1) 令和5年12月期を「1.65月分」から「1.75月分」に引き上げる。（第1条関係）
- (2) 令和6年以降の6月期および12月期をそれぞれ「1.70月分」とする。（第2条関係）

### 2 施行期日

公布の日から施行する。ただし、上記1(2)については、令和6年4月1日から施行する。（付則関係）

## 議第34号 守山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案の説明について

人事院勧告を受け、国家公務員の給与制度が見直されたことに伴い、これに準じて本市一般職の職員の給与および本市教育公務員の給与について、必要な改正を行うとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、本市関係条例の改正を行おうとするもので、その概要は次のとおりです。

### 1 改正概要

(1) 初任給を始め若年層に重点を置き、職員の給料月額を引き上げる。(第1条および第3条関係)

(2) 期末手当および勤勉手当の支給割合の引き上げおよび平均化(第1条から第4条までの規定関係)

#### ア 期末手当の改正

(ア) 令和5年12月期を「1.20月分」から「1.25月分」に引き上げ、再任用職員については、「0.675月分」から「0.70月分」に引き上げる。

(イ) 令和6年6月期以降を「1.225月分」とし、再任用職員については、「0.6875月分」とする。

#### イ 勤勉手当の改正

(ア) 令和5年12月期を「1.00月分」から「1.05月分」に引き上げ、再任用職員については、「0.475月分」から「0.50月分」に引き上げる。

(イ) 令和6年6月期以降を「1.025月分」とし、再任用職員については、「0.4875月分」とする。

(3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」の名称を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改め、引用条項を改める。(第1条および第5条関係)

### 2 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日から施行する。ただし、上記1(2)ア(イ)およびイ(イ)の改正規定については令和6年4月1日から施行する。(付則第1項関係)

(2) 適用関係

上記1(1)の改正規定については、令和5年4月1日から適用する。(付則第2項関係)

(3) 給与の内払

改正前の給与条例または教育公務員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例または教育公務員給与条例の規定による給与の内払とみ

なすものとする。（付則第3項関係）

議第35号 地方公務員法第22条の2第1項第1号により採用する会計年度任用職員 の報酬等に関する条例および地方公務員法第22条の2第1項第2号により採用する会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案の説明について

人事院勧告を受け、国家公務員の給与制度が見直されたことに伴い、本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することに準じて、本市の地方公務員法第22条の2第1項第1号および第2号により採用する会計年度任用職員の報酬等について必要な改正を行おうとするもので、その概要は次のとおりです。

## 1 改正概要

- (1) 一般職の給料表の改定に準じ、給料月額を引き上げる。(第2条関係)
- (2) 令和5年12月期の期末手当の支給割合を「1.25月分」から「1.35月分」に引き上げる。(第1条および第2条の規定関係)

## 2 施行期日等

- (1) 施行期日  
公布の日から施行する。(付則第1項関係)
- (2) 適用関係  
上記1(1)の改正規定については、令和5年4月1日から適用する。(付則第2項関係)
- (3) 報酬等の内払  
改正前の報酬条例または給与条例の規定に基づいて支給された報酬または給与は、それぞれ改正後の報酬条例または給与条例の規定による報酬または給与の内払とみなすものとする。(付則第3項関係)

議第36号 令和5年度守山市一般会計補正予算（第9号）《令和5年12月定例会会議提案》

歳出

款10 教育費 項1 教育総務費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	事業概要 []内は事業額の財源内訳
				特定財源				区分	金額		
				国県 支出金	地方債	その他					
3 教育指導費	370,923	2,440	373,363			6,443	△ 4,003	10 需用費	1,800	修繕料 1,800	4 英語指導助手配置事業費 0 [その他 5,579] [一般財源 △5,579]
								27 繰出金	640	繰出金 640	12 教育情報化推進事業費 1,800 [その他 224] [一般財源 1,576]
											14 育英奨学事業特別会計繰出金 640 [その他 640]
計(項)	667,613	2,440	670,053			6,443	△ 4,003				

款10 教育費 項2 小学校費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	事業概要 []内は事業額の財源内訳
				特定財源				区分	金額		
				国県 支出金	地方債	その他					
1 学校管理費	318,749	3,900	322,649				3,900	14 工事請負費	3,400	工事請負費 3,400	2 小学校管理運営費 500 [一般財源 500]
								17 備品購入費	500	備品購入費 500	3 小学校施設維持管理補修費 3,400 [一般財源 3,400]
2 教育振興費	64,956	0	64,956			20	△ 20				2 小学校教育教材備品購入費 0 [その他 20] [一般財源 △20]
計(項)	383,705	3,900	387,605			20	3,880				

款10 教育費 項3 中学校費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	事業概要 []内は事業額の財源内訳
				特定財源				区分	金額		
				国県 支出金	地方債	その他					
1 学校管理費	181,264	5,400	186,664				5,400	14 工事請負費	5,400	工事請負費 5,400	3 中学校施設維持管理補修費 5,400 [一般財源 5,400]
2 教育振興費	66,164	550	66,714			17	533	7 報償費	550	報償金 550	2 中学校教育教材備品購入費 0 [その他 17] [一般財源 △17]
											4 部活動振興事業費 550 [一般財源 550]
計(項)	247,428	5,950	253,378			17	5,933				

款10 教育費

項4 幼稚園費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	事業概要 []内は事業額の財源内訳
				特定財源				区分	金額		
				国県 支出金	地方債	その他					
1 幼稚園管理費	530,300	2,800	533,100				2,800	12 委託料	2,800	委託料 2,800	3 施設維持管理事業費 [一般財源] 2,800
計(項)	538,326	2,800	541,126				2,800				

款10 教育費

項5 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	事業概要 []内は事業額の財源内訳
				特定財源				区分	金額		
				国県 支出金	地方債	その他					
2 文化振興費	167,817	219	168,036			190	29	18 負担金補助 及び交付金	96	負担金 96	3 守山市民ホール管理運営事業費 [その他] 96
								24 積立金	123	積立金 123	4 基金積立金 [その他] 123
6 図書館運営費	223,172	0	223,172			538	△ 538				6 ルシオール アート キッズ フェスティバル開催事業費 [その他] 67 [一般財源] △ 67
6 図書館運営費	223,172	0	223,172			538	△ 538				4 図書等整備事業費 [その他] 538 [一般財源] △ 538
計(項)	874,430	219	874,649			728	△ 509				

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳	
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源	一般財源
小中音楽会等バス借上料	1,100	—	—	令和5年度から 令和6年度まで	限度額の 範囲内	—	限度額の 範囲内
森林環境学習「やまのこ」事業 バス借上料	2,700	—	—	令和5年度から 令和6年度まで	限度額の 範囲内	1,736	964
小中学校ICT環境整備事業	450,000	—	—	令和5年度から 令和11年度まで	限度額の 範囲内	—	限度額の 範囲内
幼稚園型こども園賄材料費 (令和6年4月分)	380	—	—	令和5年度から 令和6年度まで	限度額の 範囲内	380	—
園外保育バス借上料	2,790	—	—	令和5年度から 令和6年度まで	限度額の 範囲内	—	限度額の 範囲内
守山市市民文化会館の指定管理に係る 協定	665,000	—	—	令和5年度から 令和10年度まで	限度額の 範囲内	—	限度額の 範囲内
大庄屋諏訪家屋敷の指定管理に係る協 定	62,500	—	—	令和5年度から 令和10年度まで	限度額の 範囲内	—	限度額の 範囲内
給食費管理システム稼働環境移行事業	15,600	—	—	令和5年度から 令和7年度まで	限度額の 範囲内	—	限度額の 範囲内
学校給食賄材料費（令和6年4月分）	41,500	—	—	令和5年度から 令和6年度まで	限度額の 範囲内	41,500	—

歳 入

款2 繰入金		項1 一般会計繰入金		(単位：千円)		
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	7,858	640	8,498	1 一般会計繰入金	640	1 一般会計繰入金 640
計(項)	7,858	640	8,498			

款2 繰入金		項2 育英奨学基金繰入金		(単位：千円)		
目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
	10,980	△ 5,580	5,400	1 育英奨学基金繰入金	△ 5,580	1 育英奨学基金繰入金 △ 5,580
計(項)	10,980	△ 5,580	5,400			

歳 出

款1 育英事業費		項1 育英事業費		補正額の財源内訳				節		説明	事業概要 []内は事業額の財源内訳
目	補正前の額	補正額	計	特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 育英事業費	25,300	△ 4,940	20,360			△ 4,940		20 貸付金	△ 8,920	貸付金 △ 8,920	2 育英奨学基金貸付事業費 △ 8,920 [その他 △5,580] [一般財源 △3,340]
								24 積立金	3,980		
計(項)	25,300	△ 4,940	20,360			△ 4,940					



## 議第38号 守山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例案の説明について

職員が仕事と子育てを両立し、働き続けることができる職場環境を充実させる観点から、部分休業に準じた「子育て部分休暇」制度を創設するため必要な改正を行おうとするもので、その概要は次のとおりです。

### 1 改正概要

#### (1) 守山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

任命権者は、職員が小学校に就学している子（第3学年までに限る。）を養育するため願い出たときは、1日につき2時間を超えない範囲で無給の「子育て部分休暇」を与えることができる。（第1条関係）

#### (2) 守山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

育児部分休業に加えて、育児時間、介護時間および子育て部分休暇を取得する場合にあっても、1日最大2時間とする。（第2条関係）

#### (3) 守山市水道事業および下水道事業の職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正

上下水道事業所職員の子育て部分休暇制度の導入にあたり、必要な規定を整備する。（第3条関係）

### 2 施行期日

令和6年4月1日から施行する。（付則関係）

議第39号 守山市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する 基準  
を定める条例の一部を改正する条例案の説明について

認定こども園の認可手続の効率化を目的とする認定こども園法の一部改正に伴い、引用条項ずれが生じたため、必要な改正を行おうとするもので、その概要は次のとおりです。

1 改正概要

認定こども園に係る引用条項ずれを整備する。（第15条の改正規定関係）

2 施行期日

公布の日から施行する。（付則関係）